

C 退職者→一括徴収(未徴収税額を退職者より全額徴収)の場合

※死亡退職の場合、一括徴収できませんのでご注意ください。

記載例②

注意

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

茨城町長 殿 令和3年11月4日提出	〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地	特別徴収義務者 指定番号	99999
	フリガナ マルマルショウジ(カ)	宛名番号	123456-7
	氏名又は名称 〇〇商事株式会社	代表印	所属 経理課
個人番号 又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	担連 者先	氏名 小堤 次郎
			電話 029-292-1111 内線(999)
フリガナ イバラキ ハナコ	氏名 茨城 花子 旧姓(千葉)	生年月日	昭和33年3月3日
個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	受給者番号	
1月1日 現在の住所	茨城町大字駒場450番地	異動後の 住所	
特別徴収税額 (年税額)	72,000 円	(イ) 徴収済額	30,000 円
		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	42,000 円
異動 年月日	3 年 10 月 31 日	異動の事由	1. 退職 2. 転職・長欠 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 {事由・理由}
異動後の未徴収 税額の徴収方法	2	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

指定番号は市町村ごと
で異なります。

特別徴収税額通知書の
「適用」に記載の数字を
必ず記入してください。

記載内容について応答
できる方の連絡先を記
入してください。

1月以降の退職の場合
は、原則一括徴収とな
ります。

◎転勤(転職)等による特別徴収を継続する場合には、次の欄に記載してください。(新勤務先で記入してください。)

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、月割額 円を	
月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
受給者番号	
納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 1. 必要 2. 不要

10月末で退職した給与所得者の徴収方法を11月で一括徴収して納入する場合

(ア)特別徴収税額(年税額) **72,000円(6月から翌年5月分)**

(イ)徴収済額 **30,000円(6月から10月分)**

(ウ)未徴収税額 **42,000円(11月から翌年5月分)**

↑
一括徴収税額(納入額と同額)

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和3年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和4年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	10 月 25 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	42,000 円	左記の一括徴収した税額は、 10 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
----	--	--------	-----------	---------------------	----------	---

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を普通徴収(給与所得者が直接納付)する場合は、次の欄にも記載してください。

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和3年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
----	--	---------

【提出先】 〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 茨城町 総務部税務課 住民税グループ

書(個人別明細書及び一括徴収)の提出が必要です。

1 2
① 注意
② 新たな勤務先へは、月割額を記入してください。
③ 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。
④ 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を普通徴収(給与所得者が直接納付)する場合は、次の欄にも記載してください。
⑤ 死亡退職の場合、一括徴収できませんのでご注意ください。